

こんな備品や接遇があると、利用の支援や良いコミュニケーションにつながります

■ 高齢者、肢体不自由者(車椅子使用者、杖利用者、上下肢障害者等)等の利用



車椅子用可搬型スロープ

貸出し用の車椅子

低いボタン位置の券売機



車椅子に連結する買い物カート



杖を立てかけるホルダー



低いボタン位置の自動販売機

■ 視覚障害者等の利用



点字・墨字併記のメニュー



メニューや商品名の読み上げ等



貸出し用の乳児用ベッド

■ 聴覚障害者等の利用



タブレットを活用したメニュー等



筆談器を活用した会計・対話



手話サポートテレビ電話

障害者への合理的配慮の提供

障害者差別解消法では、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

より詳しいガイドラインについて>

詳細版の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月」は、以下のURLで公表しています。(オプザバー：内閣官房、総務省、金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)

<お問い合わせ>

国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL：03-5253-8111 (代表)



https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

お年寄り、車椅子を使用する方、目や耳の不自由な方、妊産婦や子ども連れの方など、様々なお客さまが利用できるよう、事業者・従業員のみなさまは、ハードとソフトの両面から店舗のバリアフリー化に取り組みましょう。

だれもが利用しやすいお店をつくろう

お店の事業者・従業員の方向け

お店に入れない、商品が見えないなど、困っているお客さまがいます。



全ての店舗に共通する新築や改修の主な3つのポイント

- 1 出入口**
 - 前後に高低差なし
 - 十分な幅を確保 (有効幅80cm以上)
- 2 可動席・通路**
 - 車椅子使用者が利用できる可動席を確保
 - 十分な通路幅を確保
- 3 車椅子使用者用トイレ**

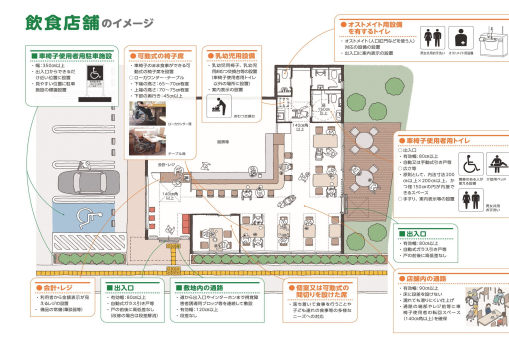
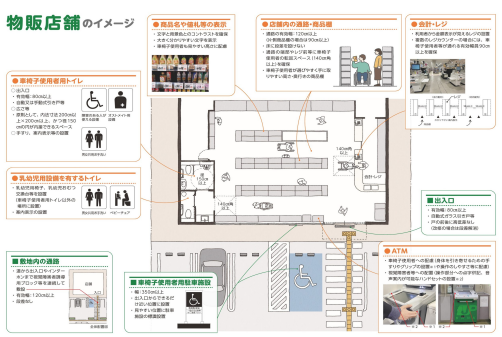
車椅子使用者やオストメイトの方が、円滑に使えるトイレの設置

店舗をより利用しやすくするソフト面の工夫をしましょう

- 4 接遇・コミュニケーションの充実
- 5 バリアフリー情報の提供



令和3年3月



小規模店舗のバリアフリー化等に関する検討 (バリアフリー建築設計標準の改訂資料作成等)

当社は「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」の作成(1994年)や改訂資料作成をはじめとする、建築物のバリアフリー化に関連する業務に継続的に取り組んできました。2019~2020年度には、小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実や重度の障害・介助者に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実のため調査検討、建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加等を行い、建築設計標準の全面的な改定を行った。また店舗事業者等に小規模店舗のバリアフリー設計等に係る周知を行うため、パンフレット(概要版)の作成を行った。

発注者 国土交通省住宅局
工期 2020年

■だれもが利用しやすいお店をつくろう(国土交通省ウェブサイト)はこちら■

[■高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準
\(国土交通省ウェブサイト\)はこちら■](#)